

東海小いじめ防止基本方針

平成30年4月1日
東海小学校

目 次

はじめに	3
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	4
1 いじめの定義	4
2 いじめの理解	5
3 いじめの防止等に関する基本的な考え方	6
(1) いじめの防止	6
(2) いじめの早期発見	6
(3) いじめへの対処	6
(4) 地域や家庭との連携	7
(5) 関係機関との連携	7
第2 学校いじめ防止基本方針の策定	7

東海小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは深刻な人権侵害であり、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、延岡市いじめ防止基本方針を受け、児童の尊厳を保持する目的のため、国・県・市町村・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組んでいきます。

特に、以下の点について留意します。

○ いじめを生まない学校づくり、学級づくり

- ・ 教師自身が明るく前向きに生活し、笑顔のあふれる明るい雰囲気をつくる。
- ・ 個性をその子のよさとしてとらえ、一人一人が互いに生かし合い、支え合える雰囲気をつくるとともに、教師と児童、児童同士のよりよい人間関係づくりを図る。
- ・ 一人一人が安心して学習や生活が集団づくりを進める。
- ・ 児童の興味・関心等に応じた活躍の場を用意して、一人一人に存在感をもたせる。
- ・ 児童が自主的に運営する学級の取組をとおして、成就感、満足感をもたせる。
- ・ 学校の児童の様子について、日頃から学年会等で共通理解を図る。
- ・ 学級の問題は周囲の教師に積極的に伝え、全体で解決を図る。
- ・ 得た情報の管理と取扱いや出所の秘密保持について十分注意する。

○ いじめを認めない文化づくりの場としての授業

- ・ 児童の多様性を踏まえ、どの児童もじっくりと学び取れる工夫をする。
- ・ 個別の学習相談を行って、望ましい学習観の育成と学び方の指導を進め、安心して学習に取り組めるようにする。
- ・ 間違った意見こそ大切にする。
- ・ 他の発言や意見を尊重し、よさを見つけ、温かく受け止める態度を養う。
- ・ 発言に対して冷やかしの言葉などがあれば、その場で注意する。
- ・ 仲間と協力して調べたり、自由に表現したりする場面を取り入れる。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つ。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。

例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する 경우가多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

ただし、このことは、いじめられた児童の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

(2) いじめの認知は、特定の教職員によることなく、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を活用して行う。

(3) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

(4) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、インターネット上で悪口を書かれた児童がおり、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等につい

ては法の趣旨を踏まえた適切な対応をとる。

(5) いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も行う。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案をいじめの防止等の対策のための組織へ情報共有する。

(6) 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれや集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(7) これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のもとで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取る。

2 いじめの理解

(1) いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

(2) 国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全くもたなかった児童は1割程度、加害経験を全くもたなかった児童も1割程度であり、多くの児童が入れ替わり被害や加害を経験している。

(3) いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てた

り面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気を形成していく。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

- ア いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組を行う。
- イ 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことを、発達の段階に応じて指導し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力を養っていく。
- ウ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- エ 全ての児童が安心でき、自己有用感や自己肯定感を味わうことができる学校生活づくりを目指す。
- オ いじめの問題への取組の重要性について、市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進する。

(2) いじめの早期発見

- ア いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の基本であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めていく。
- イ いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけを装って行われたりするなど、大人が気付くにくい判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。
- ウ 特に、保護者は、児童生徒にいじめの兆候が見られないか、日頃から留意するとともに、その状況の把握に努める。
- エ いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えとともに、地域、家庭と連携して児童を見守っていく。

(3) いじめへの対処

- ア いじめがあることが確認された場合、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・

相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図っていく。

- イ 教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、共通理解しておき、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備を整える。

(4) 地域や家庭との連携

ア 社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携を図る。例えばPTAや学校評議員、地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を活用したりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進する。

- イ より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5) 関係機関との連携

ア いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会において、いじめの児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局）との適切な連携を行う。また、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者の連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。

- イ 教育相談の実施に当たり、必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局延岡支局、延岡市青少年育成センター、延岡市オアシス教室等、学校以外の相談窓口についても児童へ適切に周知したりする。

第2 学校いじめ防止基本方針の策定

- 1 本校では、市の基本方針及び国・県の基本方針を参考にして、学校としてどのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。
- 2 学校基本方針を定める定義としては、次のようなものがある。
 - (1) 学校基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
 - (2) いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童及びその保護者に対し、児童が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。

- (3) 加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。
- 3 学校基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応・いじめ事案への対処（以下「事案対処」という。）の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など、いじめの防止等全体に係る内容を定める。
 - 4 学校基本方針の中核的な内容としては、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めたり、その具体的な指導内容のプログラム化を図ったりする。プログラムを策定する場合は、児童生徒や保護者、地域住民の意見を広く取り入れるようにする。
 - 5 アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等の在り方についてのマニュアルを定め（「早期発見・事案対処のマニュアル」の策定等）、それを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などといったような具体的な取組を盛り込む。
 - 6 学校基本方針の中核的な策定事項は、同時に学校いじめ対策組織の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組も含めた、年間を通じた当該組織の活動が具体的に記載されるものとする。
 - 7 いじめの加害児童に対する成長支援の観点から、加害児童が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定める。より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを、学校基本方針に盛り込む。
 - 8 学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。学校基本方針において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。さらに、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。
 - 9 学校基本方針を策定するに当たり、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の意見を聞くなど参画を得ることが、方針策定後、学校の取組を円滑に進めていく上でも有効であるため、可能な範囲でこれらの関係者と協議を行い、具体的ないじめ防止等の対策について連携するよう努める。
 - 10 児童とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校基本

方針の策定に際し、児童の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について、児童の主体的かつ積極的な参加ができるよう留意する。

- 11 策定した学校基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童、保護者、関係機関等に説明する。